

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月14日

【四半期会計期間】 第70期第1四半期
(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 株式会社大気社

【英訳名】 Taikisha Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上山 悟

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

【電話番号】 (03) 3365 5320 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 加藤 考二

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

【電話番号】 (03) 5338 5053

【事務連絡者氏名】 経理部 経理課長 阿部 大全

【縦覧に供する場所】 株式会社大気社大阪支社
(大阪市北区中之島三丁目2番18号
住友中之島ビル)

株式会社大気社関東支店
(さいたま市大宮区宮町四丁目123番
大栄ツインビルS館)

株式会社大気社中部支店
(名古屋市中区錦二丁目2番2号
名古屋丸紅ビル)

株式会社大気社塗装システム事業部オートメーション事業所
(座間市小松原二丁目14番10号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第69期 第1四半期 連結累計期間	第70期 第1四半期 連結累計期間	第69期
	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
完成工事高 (百万円)	42,104	39,162	185,421
経常利益 (百万円)	1,514	955	9,292
四半期(当期)純利益 (百万円)	403	669	4,155
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,419	68	10,852
純資産額 (百万円)	80,273	85,937	84,712
総資産額 (百万円)	156,531	163,942	166,680
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	11.18	19.00	116.08
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	49.1	50.2	48.3

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 完成工事高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、米国では緩やかな回復が続き、欧州でも持ち直しの動きが見られましたが、ASEAN地域等の新興諸国においては、政情不安や通貨安を背景とした伸び悩みの傾向が続きました。日本経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動を一時的に受けたものの、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況のもと、当第1四半期連結累計期間における受注工事高は、タイなど海外で受注が増加した一方、国内で受注が減少したことにより、429億47百万円(前年同四半期比5.6%減少)となり、うち海外の受注工事高は、197億12百万円(前年同四半期比2.3%増加)となりました。

完成工事高は、国内で工事量が増加しましたが、海外で前期からの繰越工事高が減少したことなどにより、391億62百万円(前年同四半期比7.0%減少)となり、うち海外の完成工事高は、222億8百万円(前年同四半期比25.7%減少)となりました。

利益面につきましては、完成工事高が前年同四半期比で29億42百万円減少したことなどにより、営業利益は7億80百万円(前年同四半期比4億55百万円減少)、経常利益は9億55百万円(前年同四半期比5億59百万円減少)、四半期純利益は6億69百万円(前年同四半期比2億66百万円増加)となりました。

セグメントごとの業績(セグメント間の内部取引高を含む)は次のとおりであります。

環境システム事業

受注工事高は、前年同四半期にビル空調分野において大型工事の受注があった反動などで、減少しました。完成工事高は、主にタイなど海外における産業空調分野の工事量が前年同四半期を下回り、減少しました。

この結果、受注工事高は、295億79百万円(前年同四半期比21.8%減少)となりました。このうちビル空調分野は、102億92百万円(前年同四半期比41.3%減少)、産業空調分野は、192億86百万円(前年同四半期比4.9%減少)となりました。完成工事高は、241億91百万円(前年同四半期比10.1%減少)となりました。このうちビル空調分野は、96億43百万円(前年同四半期比97.0%増加)、産業空調分野は145億48百万円(前年同四半期比33.9%減少)となりました。セグメント利益(経常利益)につきましては4億43百万円(前年同四半期比7億42百万円減少)となりました。

塗装システム事業

受注工事高は、国内やタイなどにおいて自動車メーカーの設備投資が行われたことにより、増加しました。完成工事高は、北米やインドなどにおける工事が前年同四半期を下回り、減少しました。

この結果、受注工事高は、133億67百万円(前年同四半期比74.8%増加)となり、完成工事高は、150億4百万円(前年同四半期比1.5%減少)となりました。セグメント利益(経常利益)につきましては3億28百万円(前年同四半期比36百万円増加)となりました。

区分	前第1四半期 連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) (百万円)	当第1四半期 連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) (百万円)	増減率 (%)
受注工事高			
環境システム事業			
ビル空調	17,547	10,292	41.3
産業空調	20,276	19,286	4.9
小計	37,823	29,579	21.8
(うち海外)	(13,129)	(9,797)	(25.4)
塗装システム事業	7,649	13,367	74.8
(うち海外)	(6,147)	(9,915)	(61.3)
合計	45,473	42,947	5.6
(うち海外)	(19,276)	(19,712)	(2.3)
完成工事高			
環境システム事業			
ビル空調	4,894	9,643	97.0
産業空調	22,009	14,548	33.9
小計	26,904	24,191	10.1
(うち海外)	(15,934)	(8,942)	(43.9)
塗装システム事業	15,235	15,004	1.5
(うち海外)	(13,990)	(13,300)	(4.9)
合計	42,140	39,196	7.0
(うち海外)	(29,924)	(22,242)	(25.7)

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の流動資産は前連結会計年度末に比べ4.6%減少し、1,255億3百万円となりました。これは現金預金が22億50百万円増加し、受取手形・完成工事未収入金等が64億44百万円、有価証券が39億91百万円それぞれ減少したことなどによります。

当第1四半期連結会計期間末の固定資産は前連結会計年度末に比べ9.6%増加し、384億39百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の資産合計は前連結会計年度末に比べ1.6%減少し、1,639億42百万円となりました。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の流動負債は前連結会計年度末に比べ6.3%減少し、687億65百万円となりました。これは未成工事受入金が18億24百万円増加し、支払手形・工事未払金等が56億64百万円減少したことなどによります。

当第1四半期連結会計期間末の固定負債は前連結会計年度末に比べ7.5%増加し、92億39百万円となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の負債合計は前連結会計年度末に比べ4.8%減少し、780億5百万円となりました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は前連結会計年度末に比べ1.4%増加し、859億37百万円となりました。これは利益剰余金が22億33百万円増加し、為替換算調整勘定が5億61百万円、少数株主持分が5億55百万円それぞれ減少したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の売買は市場に委ねられるべきものと考えており、当社株券等の大量買付行為を行う大量買付者による当社株券等の買付けの要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、昨今、わが国において、対象となる会社の取締役会との十分な交渉や取締役会の合意を経ることなく、一方的に株券等の大量買付行為が行われているものの中には、その目的や買収後の方針等の十分な情報の開示がなされないまま行われる事例が少なくありません。当社といたしましては、こうした事態の拡大は、株主の皆様が大量買付者による買付け要請に応じるか否かについて判断を行うだけの必要十分な情報及び時間の確保を困難にする恐れがあるものと考えております。

また、継続性を維持した企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的を達成するためには、当社グループ内の各事業会社の位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

当社といたしましては、大量買付者による当社株券等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、当社及び当社グループの特性を踏まえた上で、当該大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な情報及び時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにあって不可欠であると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を「永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり」、「魅力ある会社づくり」の二点に定めております。この企業理念を実現するために、当社は、付加価値増大を通じたステークホルダーの繁栄、技術を通じた豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己実現、相互信頼・協調・合理性のある組織風土の醸成等を目指しております。このような当社が目指すところを経営ビジョンとして換言したものが「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」であります。

以上の企業理念・経営ビジョンに基づき、平成26年3月期から平成28年3月期までの3ヶ年を計画期間とした中期経営計画の下、環境システム事業及び塗装システム事業を中心とした当社事業の持続的な発展を目指すとともに、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることに努めてまいります。

また、当社は、企業価値を毀損する最大の経営リスクは法令違反であることを強く認識し、法令順守の実行を通じ、企業価値を高め、広く社会から評価されるべくコーポレート・ガバナンスを一層充実させることを、経営の最重要課題としております。取締役会、監査役会、経営会議、経営倫理委員会、全社コンプライアンス委員会、内部監査室等の活動を通じて、また、内部統制システムの整備を通じて、建設業法や金融商品取引法をはじめとした関連諸法令の順守に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年1月31日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に対する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成20年6月27日開催の当社第63回定時株主総会、平成22年6月29日開催の当社第65回定時株主総会及び平成25年6月27日開催の当社第68回定時株主総会において、その継続について株主の皆様にご承認をいただいております。

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を行うとともに、必要に応じて、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任される委員で構成される独立委員会の勧告を尊重した上で、大量買付行為に対して、対抗措置を発動するための手続（以下「大量買付ルール」といいます。）を定めております。

大量買付者が、大量買付ルールを順守しなかった場合、又は大量買付ルールを順守している場合であっても、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を行うものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められるものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとします。

前記取組みが、基本方針に沿い、株主の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

ア の取組みについて

上記「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがいまして、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様のご共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ の取組みについて

当社は、上記「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載した取組みは、以下の各理由により、基本方針に沿い、当社の株主の皆様のご共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

（ア） 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた（ ）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、（ ）事前開示・株主意思の原則、（ ）必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しております。

（イ） 企業価値研究会が公表した買収防衛策の在り方の趣旨を踏まえていること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

(ウ) 株主の皆様ご意思の重視と情報開示

本プランの有効期間は、当社第68回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成28年6月開催予定の当社第71回定時株主総会）の終結の時までとなっております。

ただし、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの継続及び廃止は、株主の皆様ご意思を尊重した形になっております。

さらに、株主の皆様ごに、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断等の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

(エ) 当社取締役会ご恣意的判断を排除するための仕組み

当社は、本プランの導入及び継続にあたり、取締役会ご恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会ご恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

さらに、本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた形式的な大量買付ルールを順守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

(オ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会ご構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役ご任期について期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会ご構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1億77百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	36,782,009	36,782,009	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	36,782,009	36,782,009	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年6月30日	-	36,782,009	-	6,455	-	7,297

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成26年3月31日の株主名簿により記載をしております。

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,537,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,210,100	352,101	-
単元未満株式	普通株式 34,909	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	36,782,009	-	-
総株主の議決権	-	352,101	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式54株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大気社	東京都新宿区 西新宿8-17-1	1,537,000	-	1,537,000	4.18
計	-	1,537,000	-	1,537,000	4.18

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	39,831	42,081
受取手形・完成工事未収入金等	73,298	66,854
有価証券	6,009	2,018
未成工事支出金	3,741	3,337
材料貯蔵品	410	482
その他	8,623	10,985
貸倒引当金	301	257
流動資産合計	131,613	125,503
固定資産		
有形固定資産	8,769	8,603
無形固定資産		
のれん	2,779	2,674
その他	936	915
無形固定資産合計	3,715	3,589
投資その他の資産		
投資有価証券	19,634	20,759
退職給付に係る資産	-	2,482
その他	2,978	3,067
貸倒引当金	31	63
投資その他の資産合計	22,582	26,246
固定資産合計	35,067	38,439
資産合計	166,680	163,942
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	44,600	38,936
短期借入金	5,850	5,946
未払法人税等	950	530
未成工事受入金	13,029	14,853
賞与引当金	-	65
完成工事補償引当金	759	661
工事損失引当金	1,010	718
役員賞与引当金	78	-
独占禁止法関連損失引当金	592	592
その他	6,503	6,459
流動負債合計	73,375	68,765
固定負債		
長期借入金	491	1,521
役員退職慰労引当金	99	78
厚生年金基金解散損失引当金	651	651
退職給付に係る負債	2,625	1,231
その他	4,725	5,757
固定負債合計	8,592	9,239
負債合計	81,968	78,005

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,455	6,455
資本剰余金	7,344	7,344
利益剰余金	61,908	64,141
自己株式	2,915	2,916
株主資本合計	72,792	75,024
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,765	6,900
繰延ヘッジ損益	6	14
為替換算調整勘定	1,158	597
退職給付に係る調整累計額	261	309
その他の包括利益累計額合計	7,656	7,204
少数株主持分	4,263	3,708
純資産合計	84,712	85,937
負債純資産合計	166,680	163,942

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
完成工事高	42,104	39,162
完成工事原価	36,641	34,217
完成工事総利益	5,462	4,944
販売費及び一般管理費	4,227	4,163
営業利益	1,235	780
営業外収益		
受取利息	85	118
受取配当金	106	121
不動産賃貸料	33	34
為替差益	68	-
貸倒引当金戻入額	5	5
持分法による投資利益	24	-
その他	103	66
営業外収益合計	427	345
営業外費用		
支払利息	54	58
不動産賃貸費用	17	7
為替差損	-	33
持分法による投資損失	-	37
その他	76	34
営業外費用合計	148	171
経常利益	1,514	955
特別利益		
固定資産処分益	6	1
投資有価証券売却益	53	-
特別利益合計	60	1
特別損失		
固定資産処分損	26	1
投資有価証券評価損	-	0
関係会社株式売却損	73	-
特別損失合計	100	2
税金等調整前四半期純利益	1,474	954
法人税、住民税及び事業税	841	592
法人税等調整額	97	328
法人税等合計	743	264
少数株主損益調整前四半期純利益	730	690
少数株主利益	327	20
四半期純利益	403	669

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	730	690
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	805	135
繰延ヘッジ損益	22	21
為替換算調整勘定	1,817	705
退職給付に係る調整額	-	43
持分法適用会社に対する持分相当額	43	28
その他の包括利益合計	2,688	621
四半期包括利益	3,419	68
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,933	217
少数株主に係る四半期包括利益	486	149

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間
(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が1,412百万円減少し、退職給付に係る資産が2,392百万円、利益剰余金が2,444百万円、少数株主持分が3百万円それぞれ増加しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成25年12月25日)を当第1四半期連結会計期間より適用しております。なお、現在導入している制度は、当第1四半期連結会計期間の期首より前に締結された信託契約によるため、それに係る会計処理については従来採用していた方法を継続適用しております。そのため、当第1四半期連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、創立100周年を機に、当社従業員に対して自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「ESOP(株式給付型プラン)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が定めた「株式給付規程」に基づき、従業員に每期一定のポイントを付与し、所定の期間経過後に累積したポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。従業員へ給付する株式は、当社があらかじめ信託設定した金銭により、信託銀行が第三者割当により当社から取得し、信託財産として分別管理することになっております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成25年12月25日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は前連結会計年度333百万円、当第1四半期連結会計期間326百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。

期末株式数は前第1四半期連結累計期間180千株、当第1四半期連結累計期間175千株であり、期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間180千株、当第1四半期連結累計期間176千株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	310百万円	304百万円
のれんの償却額	33百万円	39百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,261	35.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	881	25.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	環境システム 事業 (百万円)	塗装システム 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高					
外部顧客への売上高	26,904	15,200	42,104	-	42,104
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	35	35	35	-
計	26,904	15,235	42,140	35	42,104
セグメント利益	1,185	292	1,478	35	1,514

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額35百万円は、各報告セグメントに配分していない全社損益(全社収益と全社費用の純額)41百万円及びその他の調整額 5百万円が含まれております。全社損益は、主に報告セグメントに帰属しない受取配当金等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	環境システム 事業 (百万円)	塗装システム 事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高					
外部顧客への売上高	24,187	14,974	39,162	-	39,162
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4	30	34	34	-
計	24,191	15,004	39,196	34	39,162
セグメント利益	443	328	771	183	955

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額183百万円は、各報告セグメントに配分していない全社損益(全社収益と全社費用の純額)185百万円及びその他の調整額 1百万円が含まれております。全社損益は、主に報告セグメントに帰属しない受取配当金等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更しております。

当該変更による、セグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益	11.18円	19.00円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	403	669
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	403	669
普通株式の期中平均株式数(千株)	36,047	35,244

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月14日

株式会社大気社
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂 本 裕 子
指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺 田 聡 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大気社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大気社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。